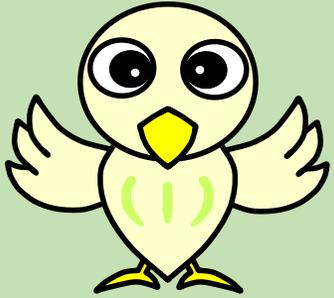


職員インタビュー



さいたま地方検察庁
広報キャラクター
しらこばちゃん

9名の職員に対し、検察事務官の各種業務やその魅力などについてインタビューを実施しました。

インタビュー職員（9名）

50代	男性	管理職員
50代	女性	管理職員
40代	男性	主任捜査官
30代	女性	検務専門官
30代	女性	主任捜査官
30代	男性	係主任



目次

（クリックすると該当ページにジャンプします）

- Q1. やりがいを感じた業務を教えてください。
- Q2. 苦労した業務を教えてください。
- Q3. 検察事務官の魅力を教えてください。
- Q4. さいたま地検の魅力や雰囲気をお願いします。
- Q5. 検察事務官になるために法律の知識は必要？
- Q6. 検察官と検察事務官の関係は？
- Q7. 休暇は取得できますか？
- Q8. 育児休業制度を利用した感想を教えてください。
- Q9. 具体的な業務の経験や魅力を教えてください。

Q1. やりがいを感じた業務を教えてください。

A. 立会事務官として**被疑者や被害者等からの生の声を聞いて**、事件を起訴し、無事に有罪判決を得ることができたときに、達成感ややりがいを感じました。

A. 必要な証拠をまとめた**捜査報告書を作成し**、それが裁判員裁判の**法廷内モニターに映し出された**ときは、自分も裁判に貢献できているという充実感、達成感を味わうことができました。

A. **自分が説明をした業務説明会**の参加者が当庁への採用を希望し実際に採用となったときは、とても嬉しかったです。

A. 逃亡していた罰金未納者の**居場所を突き止め、刑の執行**に至ったとき、これが罪を犯した人の更生に向けた最初の一歩につながるのかもしれないと感じ、とてもやりがいを覚えました。

Q2. 苦勞した業務を教えてください。

A. **脱税事件の捜索差押**において多額の現金を発見・押収し、その確認作業が深夜にまで及んだことです。

A. **証人との面談**のため、検察官と日帰りでも何度も関西まで出張に行きました。大雨で新幹線が止まるなどのトラブルもありましたが、滞りなく裁判が終わったときは、ほっとしました。

A. 給与事務担当者として**給与支給の業務**を行ったときは業務量が多くて苦勞しましたが、他の職員のサポートもあって1年間やりきることができました。

A. **捜査官としての被疑者の取調べ**をする担当になったときは、毎回緊張しながら取調べを行っていました。

Q3. 検察事務官の魅力を教えてください。

A. 捜査・公判業務、検務事務や事務局事務など**幅広い専門業務**に従事できることです。

A. 警察や保護観察所などの**他の組織と連携**することも多いため、その中で**様々な知見を得る**ことができます。点はとても魅力的だと思います。

A. 犯罪捜査、刑の執行、被疑者等の更生、被害者等の救済など関係者の人生を左右するような**重責のある業務**に携わるため、自然と責任感や使命感が生まれ、**自分自身を高める**こともできる点が魅力だと思います。

A. 検察事務官として経験を積むと、検察官になるための受験資格が与えられ、試験に合格すれば**副検事や検事になる道もある**のも魅力の一つです。

Q4. さいたま地検の魅力や雰囲気をお願いします。

A. **分からないことはすぐに聞ける**職場環境が一番の魅力です。先輩や上司に対しても、気軽に相談や雑談をすることができます。

A. 「大規模過ぎず小規模過ぎず」という点がさいたま地検の魅力です。事務分担が細分化されていないし、事件数も多いので、一人一人の職員が**多種多様な業務**を経験し**スキルアップ**することができます。

A. 毎週水曜の定時退庁日など、ワークライフバランス意識も根付いており、**プライベートとのバランス良く**仕事ができています。

A. 有志による運動部や音楽バンドの活動があるなど**公私にわたり仲良くできる**仲間ができます。

A. どの部署も**和やかな雰囲気**です。人と接することを主とした業務が多いこともあってか、**気さくな職員**が多く、コミュニケーションが取りやすい職場です。

Q5. 検察事務官になるために**法律の知識は必要？**

A. 経験を積んでいけば、**自然に必要な知識が蓄積**されていくので最初は法律の知識がなくても大丈夫です。

A. 私は**法律の知識が全くない状態で採用**されましたが大丈夫でした。分からないことは先輩や上司が教えてくれるし、仕事をしていくうちに自分で調べる力や問題を解決する力が身に付きます。

A. 自分は学生のときに法律を学んでいたのですが、同期や後輩に教えることもあります。逆に教えてもらうことも多いです。**みんなで学んでいく感じ**で、最初は知識がなくても問題ありません。

A. 必要な知識は、採用後の**研修や実務で習得**できます。仕事をする中で、採用前に法律の勉強をしていなかったことが不利だと感じたことはありません。

Q6. 検察官と検察事務官の関係は？

A. 検察官とは「上下関係」というよりは、同じ目的に向かって**一緒に仕事をする「パートナー」**として意見を言い合える関係です。

A. **事件の真相解明に向けて協働**するので、おのずと仲間意識が生まれます。仕事をする上で、お互いに欠かせない存在だと思います。

A. 検察官と一緒に、裁判に向けて何をすべきか話し合いながら進めるなど**協力して一緒に仕事**をしていました。異動後でも連絡を取り合うなど良い関係が続いています。

A. 一緒に働く前は、検察官と聞いてちょっと怖いイメージを持っていましたが、仕事の相談もしやすく、プライベートな話も楽しくできる関係でした。

Q7. **休暇**は取得できますか？

A. **できます！**どの部署でも相互支援を意識した協力体制を整えていますし、“**おたがいさま**”の気持ちが浸透しているので、全く問題ありません。

A. 組織として**積極的な休暇取得**を働きかけている姿勢が感じられるので、休暇は取得しやすいです。繁忙期でも、休暇を取得しなければならない事情があるときは考慮してもらっています。

A. 計画的に休暇を取ることはもちろん、業務の状況に応じて時間休などを取得することもあります。

A. 休暇の取得には**周囲も協力的**なので業務の調整もしやすいし、自分も後輩に積極的に休暇を取得するよう勧めています。

Q8. **育児休業制度**を利用した感想を教えてください。

A. 日頃の妻の家事・育児の大変さも改めて感じることができ、大変有意義なものとなりました。

A. 妻の育休終了と入れ替わりで取得しました。入園直後の慣れない環境で体調を崩し、保育園からお迎え連絡がくることが頻繁にある時期でしたので、良い時期に育休を取得できました。妻は復職直後、時間を気にせず働くこともできたようです。

A. 子供が2人いるので、2回育児休業を利用（1人目は1年、2人目は1年半）しました。復帰後は、育児と家事と仕事のバランスがとれるように、制度の活用や配置先の配慮、相互支援体制の充実など、手厚いサポートがあり、安心できました。

A. 育休中は、自分の担当業務を同じ系の職員が快く引き受けてくれました。復帰後も、子供の関係で急な休みが必要なこともありましたが、周囲の職員が協力的でとてもありがたかったです。

Q9. 具体的な業務の経験や魅力を教えてください。

立会事務官

刑事部・交通部・
特別刑事部・公判部

A. 検察官と共に犯罪捜査や刑事裁判に携わります。司法解剖に立ち会ったり、搜索差押え（いわゆるガサ）に行ったり、被疑者を逮捕する（手錠をかける）などの特殊な業務に携わることもあります。

A. 起訴・不起訴の判断をする上で、また、裁判で有罪立証をする上で、立会事務官も検察官と協力しながら、あらゆる証拠に目を通し、あらゆる人物から話を聞くこととなります。大変ではあるものの、非常にやりがいを感じることできる業務です。

A. 自分が捜査・処理に関わった事件や、公判を担当した事件が無事終わった際に、被害者等から感謝の言葉をいただくこともあり、やりがいがあります。

中核事務官

公判部

A. 主に裁判員裁判事件を担当します。事件に関する証拠書類の管理や資料作成などを行い、検察官と共に裁判の準備を行います。

A. 主な業務は裁判員裁判事件の裁判準備ですが、同じ係属部の複数の検察官と立会事務官を一つのチームとしてまとめるという役割も大事な業務の一つです。

A. 選任された国民によって構成される裁判員にも分かりやすいよう、複数の証拠から立証に必要な部分のみを抽出してまとめた資料を作成するなど、より高度な業務に携わることとなりますので、やりがいを感じます。

Q9. 具体的な業務の経験や魅力を教えてください。

刑事政策

刑事政策支援室

A. 検察庁の業務は、犯罪者の処罰に向けたものだけでなく、罪を犯した人が二度と犯罪をしないよう手助けする再犯防止や、犯罪の被害に遭った方々をサポートする被害者支援の業務も行っています。

A. 被疑者の更生に向け、被疑者を福祉関係機関へつなぐことや、被害者等からの求めに応じ、被害者等の支援や法律相談等を行う関係機関へ取り次ぐなどの調整等を行いました。

A. 関係団体との関係性の構築や職員向けに刑事政策に関する季刊誌の発行等に自発的に取り組むなどやりがいがありました。学生時代からの経験や知識を活かすことができました。

捜査官

検察官事務取扱検察事務官

A. 検察事務官として一定年数以上の経験を積むと、検察官と同じように、取調べなど自ら事件を捜査する「検察官事務取扱検察事務官」に任命されることもあります。

A. 主に交通事件や比較的軽微な刑事事件を担当しますが、どんな事件も必要な捜査を尽くし、処分を慎重に検討します。「起訴」という検察官固有の権限の重さを実感することができ、起訴状に署名する時は身が引き締まる思いです。

A. 犯罪の事実だけでなく、事件の背景や被疑者の生活状況、被害者の感情など必要な捜査を尽くし、適正な判断ができるよう心掛けました。

Q9. 具体的な業務の経験や魅力を教えてください。

事務局部門

総務課・人事課・会計課

A. 事務局部門は、捜査・公判・検務部門が円滑に業務を遂行するために無くてはならない部門です。電気や水道が当たり前のように使える、給料が振り込まれる、文房具等の消耗品があるのは事務局部門のおかげです。

A. 人事業務に従事しました。職員の採用・退職等の人生の節目となる業務から、通勤・住居・扶養等の諸手当認定等の細部にわたる業務まであります。このような業務に携わることで、個々の職員のために行う業務が組織の活性化につながるということを実感しました。

A. 1年間、国有財産係として、公務員宿舎の管理業務など通常経験できない業務に主体的に携われました。

検務部門

事件・証拠品・令状・執行・徴収・犯歴・記録担当

A. 事件解決に向けて収集された証拠品の保管・管理など通常経験できない業務に携わり、事件の真相説明等にも寄与できるところにやりがいを感じました。

A. 記録担当で、事件関係者への事件記録の閲覧対応をしました。個人情報など見せられない部分もありますので、事前にマスキング作業などの準備をして、実際に閲覧者の対応をするという一連の流れを行いました。

A. 徴収担当として罰金等の徴収の事務を経験しました。パソコンの前に座って行う業務ばかりでなく、外に出て調査を行うことも多くありました。

Q9. 具体的な業務の経験や魅力を教えてください。

本部係事務官

刑事部

A. 本部係とは、警察が捜査本部を設置する殺人等の凶悪重大事件（本部事件）の捜査を担当する検事及び事務官です。

本部事件は多くの捜査員が関与することになり、捜査事項も多いので、大変ではありますが、やりがいがあります。

A. 本部係が扱う事件はニュースになるような社会的に注目を集める事件が多いです。一般的な事件と比べると捜査の規模も大きく、捜査を担当する警察官と接する機会も多いので、共に現場へ行ったり、打合せを行ったりして警察官との信頼関係を深めることができるのも一つの魅力だと思います。

管理職

A. 部下職員に対する指導・助言、担当部署で行う業務の指揮・監督等を行います。ある程度の知識・経験が必要となることは言うまでもありませんが、それが邪魔をして、慣れ親しんだやり方からの脱却が困難とならないよう、若い世代の職員が斬新な発想を自由に述べることのできる環境作りを心掛けています。

A. 管理職になって大変だと感じたことは「情報収集」です。適材適所を実現させ、安定した業務を継続させるためには、職員の性格や能力だけでなく、体調や家庭の事情等も重要な判断材料になるので、定期的に行う面談だけでなく、毎日の何気ない会話を大切にして職員の体調や仕事に気を配ることで、変化にいち早く気づいて、最善の対応がとれるようにしたいと思っています。

Q9. 具体的な業務の経験や魅力を教えてください。

DF担当

A. 押収したスマートフォンやパソコンに保存されているデータを解析して証拠を見つける技術のことを「デジタルフォレンジック（DF）」と言います。

デジタル技術の急速な発展に伴い、電子機器を利用したサイバー犯罪が増えていく中で、真相解明のため、DF担当は重要な役割を担っています。

A. 実際にスマートフォンを解析し、事件に関する情報を発掘してこれが捜査に役立ったときには、とても達成感があり、また検察官から感謝をされました。

DF業務は、検察事務官が主体となって行う職務であり、学ぶことも多く、大変やりがいがあります。

A. DFと聞くと「電子機器の専門知識がないと難しそう」という印象があるかと思いますが、昨今はDFに関する研修が充実してきており、私も配属当初は不安でしたが、今ではスマートフォンの解析やパソコンの削除されたデータ復元などの作業をできるようになりました。

検察事務官は色々な仕事に携わっているんですね。

検察庁に少しでも興味のある方は、業務説明会や官庁訪問に是非お越しください。

